

会 議 録					
行 田 市 教 育 委 員 会 平 成 2 8 年 第 1 2 回 1 1 月 定 例 会					
招集年月日	平成28年11月11日(金)	開会場所	行田市役所 305会議室		
開閉の時刻 及び宣言者	開会11月11日(金) 午後4時00分		教育長 森 郁子		
	閉会11月11日(金) 午後5時30分		教育長 森 郁子		
教育長	森 郁子	教育長職務代理者	岸田昌久	仮議長	
席次番号	出席の教育長 及び委員氏名	摘 要			
1	森 郁子				
2	岸田昌久				
3	鹿山高彦				
4	増田雅久				
5	大久保英子				
議 事 参 与 者			書 記		
学校教育部長		小河原 勝美	書記長 内田 親生		
生涯学習部長		門倉 正明	書記次長 吉田 武司		
生涯学習部参事			書 記 川鍋 和史		
兼教育文化センター所長兼中央公民館長		宮崎 勝行			
学校教育部次長					
兼学校教育課長		柿沼 耕一			
教育総務課長		内田 親生			
学校給食センター所長		新井 康夫			
ひとつくり支援課長		杉山 孝義			
スポーツ振興課長		細谷 博之			
文化財保護課長		中島 洋一			
図書館長		石川 隆美			
教育研修センター所長		春田 盛男			
教育研修センター副所長		関根 涉			
学校教育課主幹		関 泰伸			
郷土博物館副館長		鈴木 紀三雄			

会議事件名		顛	末
会 議 の 進 行 状 況		<p>市民憲章唱和</p> <p>教育長</p> <p>本日の会議日程は議案6件である。日程第1、及び日程第4の2議案については議会案件であることから非公開とするが、議事録については議会終了後となるので公開としたいと思う。日程第3については、個人情報に関する案件であることから非公開とするが、その外については、公開としたいと思うが、良いか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長</p> <p>日程に先立ち、10月定例会の会議録について事務局に報告を求める。</p> <p>書記次長</p> <p>10月定例会、会議録報告</p> <p>教育長</p> <p>何か意見等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p>	
	<p>議案第57号 行田市学校運営協議会規則の制定について</p>	<p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長</p> <p>議案第57号について説明する。</p> <p>新たな教育的課題に対応するため、学校は地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校」へと転換していく必要がある。「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」には、全公立小中学校で、学校と地域が連携・協働する体制を構築するために、コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置している学校）や学校支援地域本部等の取組を一層促進する旨が明記されている。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5には「学校運営協議会」について示されている。教育委員会は、管内の小中学校をコミュニティ・スクールに指</p>	

<p>会 議 の 進 行 状 況</p>		<p>定するには、教育委員会規則が必要となることからこの規則を定めるものである。</p> <p>各条項についての概要は次のとおり定めるものである。</p> <p>第1条 当該規則の主旨</p> <p>第2条 学校運営協議会の目的</p> <p>第3条 学校運営協議会の指定についてで、教育委員会が学校を指定するもの。</p> <p>第4条 所掌事項</p> <p>第5条 意見の申出</p> <p>第6条 委員</p> <p>第7条 委員の守秘義務等</p> <p>第8条 委員の任期</p> <p>第9条 会長及び副会長</p> <p>第10条 議事</p> <p>第11条 会議の公開</p> <p>第12条 研修</p> <p>第13条 教育委員会の指導及び助言</p> <p>第14条 指定の取消し</p> <p>第15条 委員の解任</p> <p>第16条 運営に関する評価と情報提供</p> <p>第17条 学校運営協議会の運営等</p> <p>第18条 委任</p> <p>附則は、次のとおり定めるものである。</p> <p>第1項 施行期日を公布の日</p> <p>第2項 行田市立小・中学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第3号）の一部を改正する旨を規定するものである。</p> <p>第19条の2第1項 「学校に、地域に開かれ、信頼に応える学校づくりを推進するため、学校評議員を置く。」を「学校（行田市学校運営協議会規則（平成28年教育委員会規則第 号）第3条の規定に基づき指定された学校を除く。）に学校評議員を置く。」に改正するものである。規則番号は審議している規則の番号が入るので、空欄である。</p> <p>教育長 何か質問等はあるか。</p> <p>岸田委員 行田市学校評議員運営要綱と行田市学校運営協議会規則を比</p>
--	--	--

<p>会 議 の 進 行 状 況</p>	<p>較すると、要綱より所掌事項が多い。所掌事項においては、年度当初に必要なことも含まれている。</p> <p>この協議会を規則として定める理由、また、それにより学校の対応はどのように変わるのか。</p> <p>学校教育課長</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定により当該規則を制定するものである。規則制定後の予定は、委員の選出及び会議の開催である。委員は、学校において15名以内が選出される。会議は、学校運営に関する基本方針の承認を予定している。</p> <p>岸田委員</p> <p>学校運営協議会の委員は、非常勤特別職の地方公務員であり、一定の権限を有することから当該規則で規定されるものと理解した。委員に関して、中学校の学区内に複数の小学校がある場合、委員の選任が難しいのではないか。また、学校運営協議会を設ける学校数は、今後、何校を予定しているのか。</p> <p>学校教育課長</p> <p>学校運営協議会を設ける学校は、平成29年度は希望のある小中学校、その後、平成30年度小学校全校、平成31年度小中学校の全校を予定している。なお、平成29年度予算措置として、1校当たり15人で、謝金を1人6,000円、10校分を予算要求している。</p> <p>また、委員の選任については、様々な方法が考えられる。仮に小学校と中学校の委員が同一人であっても、差し支えないと考えている。</p> <p>岸田委員</p> <p>当該規則案によると、学校運営協議会の委員から学校施設の整備等に関する要求がある場合、その意向を予算に反映させる必要があると理解できる。どのような対応が考えられるのか。</p> <p>学校教育部長</p> <p>委員からの意見、要望等に対して、学校からの報告を受けたら、教委として、それにどう対応するか、判断が必要であると考える。</p>
--	--

<p>会 議 の 進 行 状 況</p>		<p>岸田委員 平成29年度から平成31年度までの学校運営協議会に関する計画について、委員の研修や講習の実施、制度の周知など十分な準備期間があったほうが望ましい。地域や市民へ広く制度を知らせる必要がある。学校運営協議会を導入している学校は、埼玉県内にあるのか。</p> <p>教育長 学校運営協議会を導入している学校は、深谷市等にある。</p> <p>増田委員 学校評議員と学校運営協議会委員の相違点について、委員は、学校長の方針を変える権限を有しているのか。</p> <p>学校教育課長 学校運営協議会は、学校の教育目標、ビジョンを共有するとともに、校長の求めによらず意見を述べることのできる一定の権限を有する合議制の機関である。協議会と校長の意見が異なる場合、校長の承認が得られない場合も想定される。</p> <p>鹿山委員 当該規則案では、第5条第2項で委員が教職員の任用に対して意見を述べることのできる。任用に対して意見を述べるために、委員の候補として応募する者が現れるのではないか。また、学校長に都合のよい委員を学校長が自ら選任することも考えられないか。</p> <p>学校教育課長 任命権者は、学校運営協議会からの意見を尊重するよう努めることが求められるが、任命権の行使そのものは拘束されない。また、校長の意見具申権そのものに変更が生じるものではない。</p> <p>鹿山委員 学校運営協議会の委員を希望した場合、誰でも委員に就任することができるのか。</p> <p>学校教育課長</p>
--	--	--

<p>会 議 の 進 行 状 況</p>	<p>議案第60号 行田市体育施設設置及び 管理条例施行規則の一部改 正について 議案第61号 行田市教育委員会事務局 処務規則の一部改正につい て</p>	<p>委員は学校長の推薦により教育委員会が委嘱するものである。</p> <p>大久保委員 委員の推薦について、希望者がいない場合でも、学校長が地域の中から15人ほど候補者を選び出すことは、可能ではないか。</p> <p>学校教育課長 地域の事情により、学校間で候補者が重なってしまう場合も考えられる。</p> <p>大久保委員 ところで、議案の説明資料は、会議前に委員へ配布できないだろうか。事前に議案を理解して会議に臨んだ方がよいのではないか。</p> <p>教育総務課長 今後の会議において、事前に説明資料等を配布する。</p> <p>教育長 他に何か質問等はあるか。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>スポーツ振興課長 議案第60号及び議案第61号について説明する。 両案は、平成24年度をもって廃止された総合公園プールの跡地について、この間、行田市総合公園施設再整備検討委員会における協議、さらに行田市スポーツ推進審議会への諮問・答申などを経て、プール跡地については、運動施設として整備すること。また、競技種目については特定せず、多目的グラウンドとしての自由広場を整備するとの方針が示され、現在では都市計画課において、この方針に基づく公園整備を進めているところである。 このため、供用開始予定である平成29年4月以降について</p>
--	--	--

<p>会 議 の 進 行 状 況</p>	<p>は、体育施設として、スポーツ振興課が管理を受任する予定であることから、この施設の名称を定めるとともに、体育施設として追加するため、両規則の一部を改正しようとするものである。</p> <p>なお、施設の名称については、使用形態が現在の総合公園自由広場と同様となることから、「総合公園第2自由広場」とする予定である。</p> <p>次に、改正内容について、行田市体育施設設置及び管理条例施行規則の一部改正であるが、議案第60号の新旧対照表の第2条には、「体育施設」が定義されているが、その第10号に「総合公園第2自由広場」を加えるものである。また、これにより、旧10号及び11号をそれぞれ1号ずつ繰り下げるものである。</p> <p>様式の改正は、様式第4号の2の「体育施設利用許可申請書」、様式第6号の2の「体育施設利用許可書」、様式第14号の「体育施設利用料金減免承認申請書」の各様式には体育施設が列記してあるが、それぞれの様式中、「総合公園自由広場」の次に「総合公園第2自由広場」を加えるものである。</p> <p>附則については、この規則は、供用開始予定の平成29年4月1日から施行するものである。</p> <p>次に、行田市教育委員会事務局処務規則の改正内容について説明する。議案第61号の新旧対照表、第2条第2項には、教育委員会の各部及び各課が所管する施設が規定されており、その中のスポーツ振興課、「総合公園自由広場」の次に「総合公園第2自由広場」を加えるものである。</p> <p>附則については、この規則は、先ほどと同様に平成29年4月1日から施行するものである。</p> <p>教育長 午後5時10分前になるが、午後5時を過ぎた場合は延長してもよいか。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長 何か質問等はあるか。</p> <p>増田委員</p>
--	--

<p>会 議 の 進 行 状 況</p>	<p>議案第56号 平成28年度一般会計教育費補正予算について</p>	<p>行田市体育施設設置及び管理条例施行規則案の第4条関係の様式について、太枠が示されていない様式がある。また、同様式の電話番号欄が小さいのではないか。</p> <p>スポーツ振興課長 様式第6号の2は、太枠が示されていない。これは、体育施設利用許可書の様式で、教育委員会が記入する様式である。また、電話番号欄は、様式の位置を修正したい。</p> <p>教育長 他に何か質問等はあるか。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p> <p>これより非公開とする。</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長 議案第56号について説明する。 本案は、平成28年12月行田市議会定例会に平成28年度一般会計教育費補正予算を上程するため、教育委員会本定例会で審議するものである。 歳出は、10款 教育費、1項 教育総務費、2目 事務局費について、279万4千円を増額補正しようとするものである。 内訳は、19節 幼稚園就園奨励費補助金 を279万4千円増額するものである。これは、幼稚園就園奨励費の単価階層区分の変更による増額のため、補正するものである。 2項 小学校費、1目 教育振興費について、286万3千円を増額補正しようとするものである。 内訳は、20節 学用品等補助金として155万7千円、特別支援教育就学奨励費補助金として25万円、給食費補助金として105万6千円をそれぞれ増額するものである。これらは、就学援助費受給者が見込みより増加したこと、また、特別支援就学奨励費受給者も増加したことから補正するものである。 3項 中学校費、1目 教育振興費について、210万8千円を増額補正しようとするものである。</p>
--	---	---



<p>会 議 の 進 行 状 況</p>	<p>議案第58号 平成28年度障害のある 児童生徒の就学に関する答 申について</p>	<p>内訳は、小学校費と同様で、20節 学用品等補助金として113万9千円、給食費補助金として96万9千円をそれぞれ増額するものである。</p> <p>6項 保健体育費、2節 体育施設費について、600万円を増額補正するものである。</p> <p>18節 備品購入費600万円を増額補正するものである。</p> <p>これは、現在、都市計画課で進めている総合公園プール跡地の整備事業について、工事完了後の平成29年4月以降、体育施設となる「(仮称)総合公園第2自由広場」として、スポーツ振興課が管理を受任する予定であることから、これに伴い必要となるサッカー、ソフトボール、少年野球に係る用具及びグラウンドの維持管理に係るスポーツトラクター、散水スプリンクラーなどを購入しようとするものである。</p> <p>次に歳入を説明する。</p> <p>13款 国庫支出金、2項 国庫補助金、5目 教育費国庫補助金の103万1千円を増額補正するものである。</p> <p>内訳は、1節 教育総務費補助金を94万4千円、2節 小学校補助金8万7千円である。幼稚園就園奨励費補助金は、就園受給者の増加に伴い、国からの補助金も増加するため94万4千円を増額するものである。また、小学校の特別支援教育就学奨励費補助金についても、事業費の増加に伴い、国からの補助金も増加することから8万7千円を計上したものである。</p> <p>次に債務負担行為の補正である。これは、平成29年度に予定している小・中学校英語指導助手付帯業務委託について、ALT12名を直接雇用するために付帯する業務を本年度中に契約し、4月1日から業務を実施できるよう、今回、限度額559万9千円の債務負担を補正するものである。</p> <p>教育長 何か質問等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>(非公開)</p> <p>【全委員承認】</p>
--	--	--

<p>議 の 進 行 状 況</p>	<p>議案第59号 行田市体育施設設置及び 管理条例の一部改正につ いて</p> <p>報告事項 いじめそうだんホットラ インの相談状況について</p> <p>忍・行田公民館整備事業に ついて</p>	<p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>スポーツ振興課長 議案第59号について説明する。 本案の改正理由については、先に一括上程した議案第60号及び第61号の各規則の一部改正と同様であり、行田市総合公園プール跡地について、平成29年4月から「総合公園第2自由広場」を体育施設として、スポーツ振興課がその施設の管理を受任する予定であることから、条例の一部を改正するものである。 なお、本案は条例案であり、議会案件となることから、本教育委員会の審議を経て、12月定例市議会へ上程するものである。 各条項についての改正概要であります。新旧対照表の第3条第2項、第4条第1項、第5条第1項第2号及び第19条第3項について、それぞれ体育施設名の列記があり、各条項中にある「総合公園自由広場」の次に「、総合公園第2自由広場」をそれぞれ加えるものである。 附則については、この条例は、平成29年4月1日から施行するものである。</p> <p>教育長 何か質問等はあるか。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育研修センター所長</p> <p>中央公民館長</p> <p>以上で本日の定例会を閉会とする。</p>
--	--	---

その他特に重要と認める事項

- 1 次回定例会開催予定日 平成28年12月22日(木) 午後3時00分  
教育委員会 2A会議室

以上、顛末を記載して、その発言内容に相違がないことを証するため、ここに署名する。

教育長

委員

委員